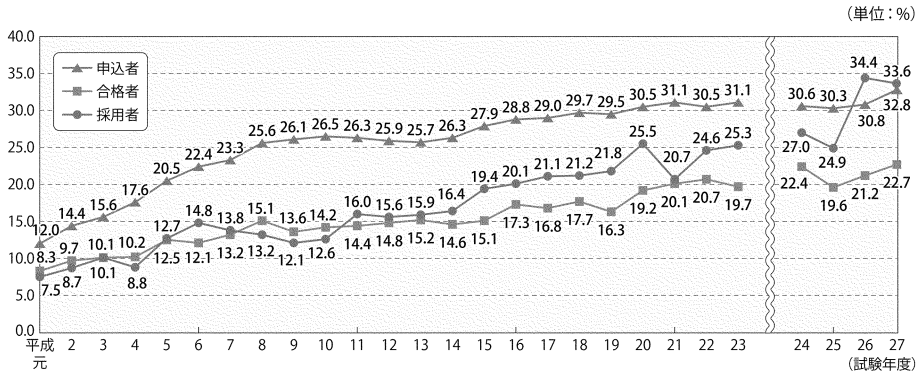
図1-6　Ⅰ種試験・総合職試験の申込者・合格者・採用者に占める女性の割合の推移



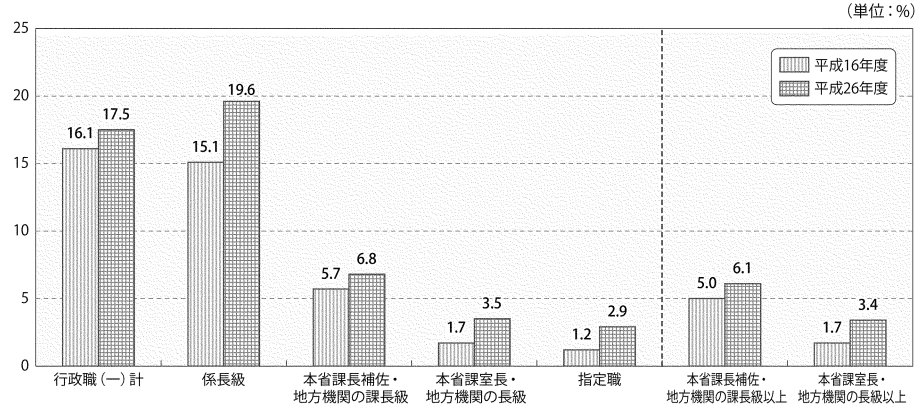
（注）1　採用者は、翌年度の採用者数（旧年度合格者等を含む。）の割合であり、平成24年度以降は防衛省への採用も含む。
2　平成27年度採用は、平成28年3月31日現在の採用内定者に占める割合であり、平成27年度内の採用者を含む。
3　平成23年度まではⅠ種試験であり、平成24年度以降は総合職試験である。

また、管理職等への登用については、図１－７のとおり、各役職段階において、女性の占める割合が徐々に高まってきている。今後とも、優秀な女性職員の登用が推進されるよう、各府省におけるより一層の取組強化が必要である。

人事院では、各府省と連携して、募集・啓発活動に取り組むとともに、管理職等へのアプローチや女性職員へのアプローチを通じて、意識啓発や女性職員が働きやすい勤務環境の整備等を行っている。

こうした取組を通じて、今後とも、女性職員の採用・登用の拡大に向けた各府省の具体的な取組を支援していくこととしている。

図1-7　各役職段階に占める女性の割合（行政職（一）、指定職）



（注）1　人事院「一般職の国家公務員の任用状況調査報告」より作成しており、各年度１月15日現在の割合
2　係長級は行政職俸給表（一）３、４級（平成16年度は旧４～６級）、本省課長補佐・地方機関の課長級は同５、６級（同旧７、８級）、本省課室長・地方機関の長級は同７～10級（同旧９～11級）の適用者に占める女性の割合

6　Ⅱ種・Ⅲ種等採用職員の幹部職員への登用

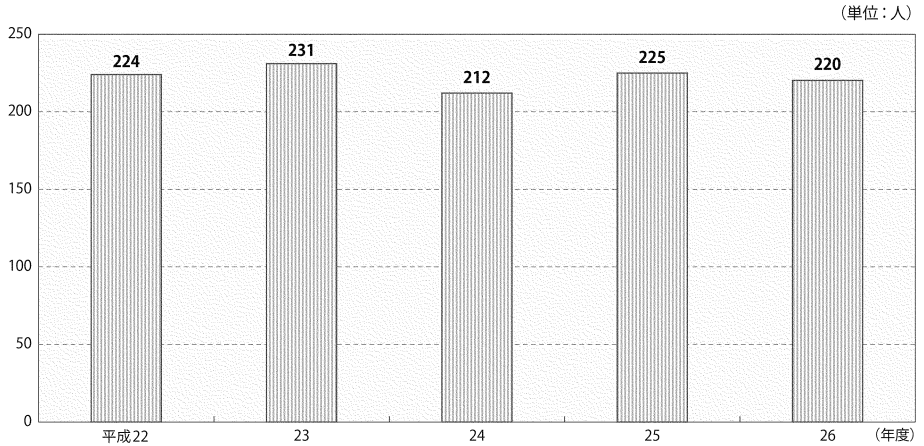
意欲と能力のある優秀なⅡ種・Ⅲ種等採用職員の幹部職員への登用を着実に推進するため、各府省においては、「Ⅱ種・Ⅲ種等採用職員の幹部職員への登用の推進に関する指針」（平成11年事務総長通知）に基づき、「計画的育成者」の選抜、育成に努めており、従前Ⅰ種採用職員が就いていたポストへの任用や出向ポストの拡大など、各府省それぞれの実情に応じた取組がなされている。また、人事院においては、「計画的育成者」の登用に資することを目的として、行政研修（特別課程）を係員級（３回）、係長級（３回）及び課長補佐級（２回）に分けて実施しており、平成27年度においては、係員級では20府省から108人、係長級では26府省から130人、課長補佐級では19府省から72人の参加があった。

また、これまで海外勤務や海外研修の機会の少なかったⅡ種・Ⅲ種等採用職員に対して、国際化する行政に対応し得る基礎的素養の向上を図るため、短期在外研究員制度の特別枠を設定し、平成27年度は、行政研修（係長級特別課程）受講者の中から選抜した２人を海外研修に派遣した。

平成26年度末におけるⅡ種・Ⅲ種等採用職員の幹部職員（本府省課長級以上）の在職者数は、指定職ポスト22人、本府省課長等99人、地方支分部局長等41人、外務省（大使・総領事）58人で、計220人となっている（図１－８）。

人事院は、これらの登用の状況や各府省における取組の例などの情報を各府省に提供し、登用の啓発に努めている。

図1-8　Ⅱ種・Ⅲ種等採用職員の幹部職員（本府省課長級以上）の在職者数の推移



（注）　在職者数は、各年度末における人数である。

7　法科大学院、東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会及び公益財団法人ラグビーワールドカップ二千十九組織委員会への派遣

(1)　法科大学院への派遣

法科大学院における教育は、司法修習生の修習との有機的な連携の下に法曹としての実務に関する教育の一部を担うものである。この観点に立ち、そのような実務に関する教育の実効性を確保するため、平成16年４月１日に法科大学院派遣法が施行され、裁判官及び検察官に加えて、行政実務に関する最先端の専門的な知識・経験を有する一般職の国家公務員を法科大学院に実務家教員として継続的かつ安定的に派遣する法科大学院派遣制度が設けられている。

平成27年度に法科大学院派遣制度により派遣された職員は25人（うち検察官23人）で、このうち国家公務員としての職務とともに法科大学院における教授等の業務を行う形態であるパートタイム型派遣による者が８人（同６人）、国家公務員としての職務に従事せず専ら法科大学院における教授等の業務を行う形態であるフルタイム型派遣による者が17人（同17人）となっている。

(2)　東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会等への派遣

平成32年に開催される東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会及び平成31年に開催されるラグビーワールドカップ大会が、大規模かつ国家的に特に重要なスポーツの競技会であることに鑑み、大会の円滑な準備及び運営に資するため、公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会及び公益財団法人ラグビーワールドカップ二千十九組織委員会からの要請に応じて、国の職員を組織委員会に派遣すること等を内容とする「平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法」及び「平成三十一年ラグビーワールドカップ大会特別措置法」が、平成27年６月24日に公布され、平成27年６月25日から施行された。